

特別養護老人ホーム 大原ホーム
「指定介護老人福祉施設」重要事項説明書



当施設はご利用者に対して指定介護福祉施設サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意くださいことを次の通り説明します。

※当施設への入所は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。

当事業所は介護保険の指定を受けています。

京都府指定 2670600051 号

京都大原記念病院グループ
社会福祉法人行風会

1. 施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 行風会
(京都大原記念病院グループ)
- (2) 法人所在地 京都市左京区大原戸寺町 380 番地
- (3) 電話番号 075-744-3510
- (4) ファックス 075-744-3535
- (5) 代表者氏名 理事長 児玉 博行
- (6) 設立年月 平成 7 年 10 月 9 日
- (7) 法人理念

「ご利用者様の不安を取り除き、いつでも安心して、ご満足いただける介護サービスを真心こめて提供いたします。」

2. ご利用施設

- (1) 施設の種類 指定介護老人福祉施設
- (2) 指定年月日 平成 12 年 4 月 1 日
- (3) 指定番号 京都府指定 2670600051 号
- (4) 施設の目的

社会福祉法人 行風会の福祉理念に基づくとともに、介護保険法の理念に沿い、高齢者が要介護状態となった場合においても、施設サービス計画に基づき、可能な限り居宅における生活への復帰を念頭において、入浴、排泄、食事等の介護、社会生活上の便宜の供与、その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう施設サービスを提供することを目的とする。

- (5) 施設の名称 特別養護老人ホーム 大原ホーム
- (6) 施設の所在地 京都市左京区大原戸寺町 380 番地
- (7) 電話番号 075-744-3510
- (8) ファックス 075-744-3535
- (9) 施設長（管理者）氏名 中井 セイ
- (10) 当施設の運営方針

- ①和やかで明るい施設運営を心がけると共に、食中毒、施設内感染、転倒事故などの防止及び防災など基本的事項の徹底を図る。
- ②利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を妥当適切に行う。
- ③介護計画に基づき、利用者の機能訓練及び日常生活を行うのに必要な援助を行う。
- ④事業所の従事者は事業の提供に当たっては、親切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- ⑤事業者は事業の提供に当たっては、利用者本人や他の利用者等の生命又は身体を保護する為緊急やむをえない場合を除き、利用者の行動を制限する行為を行わない。
- ⑥事業者は自らその提供する事業の質の評価を行い、常にその改善を図る。
- ⑦当事業所はサービスの質の向上を目指し、さらには施設スタッフの専門性を社会に還元すべく、当法人が運営する諸施設等において実習生及びボランティアを受け入れる。

- (11) 開設年月 平成9年4月1日
 (12) 入所定員 110人 (短期入所定員10人)

3. 居室の概要

(1) 居室等の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。

居室・設備の種類	室数	備考
個室(1人部屋)	2室	一人当たり 18.0 m ²
2人部屋	3室	一人当たり 9.0~12.0 m ²
4人部屋	28室	一人当たり 9.0 m ²
合計	33室	
食堂	3室	300 m ² 1階に1室 2階に2室
機能訓練室	2室	216 m ² 1階に1室 2階に1室
浴室	2室	機械浴2機
医務室	1室	8.0 m ²
静養室	1室	16.2 m ²

※上記は、厚生労働省が定める基準により、指定介護老人福祉施設に設置が義務づけられている施設・設備です。

※居室の変更：ご利用者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご利用者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご利用者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

4. 職員の配置状況

当施設では、ご利用者に対して指定介護福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>

※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

(併設型・空床型)

職種	職員配置
1. 施設長(管理者)	1名
2. 医師	1名
3. 生活相談員	2名
4. 看護職員	8名
5. 介護職員	45名
6. 管理栄養士	1名
7. 機能訓練指導員(看護職員兼務含む)	3名
8. 介護支援専門員(相談員と兼務含む)	2名

(2022年4月1日現在)

<主な職種の勤務体制>

職種	勤務体制
1. 医師	毎週木曜日 13:30～16:30
2. 介護職員	標準的な時間帯における配置人員 早出：8:00～16:30 4名以上 日勤：8:30～17:00 4名以上 遅出：11:00～19:30 5名以上 夜勤：16:30～9:30 5名以上
3. 看護職員	標準的な時間帯における配置人員 日勤：8:30～17:00 2名以上

※職員の配置状況は大原ホーム短期入所生活介護の人員を含んでいます。

5. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご利用者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて、

- | |
|---|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
(2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 |
|---|

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、利用者から本人負担分の支払いを受けるものとします。

①入浴

- ・入浴は週2回行います。
- ・清拭は、必要に応じていつでも行います。
- ・寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

②排泄

- ・排泄の自立を促すため、ご利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

③健康管理

- ・医師や看護職員が、健康管理を行います。

④その他ご利用者個々人にそった支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容を援助します。

<サービス利用料金（1日あたり）>

① 施設利用料・・・ご利用者の要介護度に応じた自己負担分をお支払ください。

※個室も同じ料金となります。

	1日あたりの利用料金	1日あたりの自己負担分 (1割負担の場合)	1日あたりの自己負担分 (2割負担の場合)	1日あたりの自己負担分 (3割負担の場合)
要介護度 1	6,155 円	615 円	1,231 円	1,846 円
要介護度 2	6,886 円	688 円	1,377 円	2,065 円
要介護度 3	7,649 円	764 円	1,529 円	2,294 円
要介護度 4	8,380 円	838 円	1,676 円	2,514 円
要介護度 5	9,101 円	910 円	1,820 円	2,730 円

入所期間中に月 6 日以内の短期入院、または外泊をされた期間

一日あたり 2,570 円（自己負担額 1 割 257 円、2 割 514 円、3 割 771 円）

② 加算料金

- ① 日常生活継続支援加算 1日あたり 376 円
(自己負担額 1 割 : 38 円、2 割 : 76 円、3 割 : 113 円)
- ② 入所後 30 日間の初期加算 1日あたり 313 円
(自己負担額 1 割 : 32 円、2 割 : 63 円、3 割 : 94 円)
- ③ 看護体制加算 I 1日あたり 41 円
(自己負担額 1 割 : 5 円、2 割 : 9 円、3 割 : 13 円)
- ④ 看護体制加算 II 1日あたり 83 円
(自己負担額 1 割 : 9 円、2 割 : 17 円、3 割 : 25 円)
- ⑤ 配置医師緊急時対応加算
早朝・夜間の場合 1回あたり 6,792 円
(自己負担額 1 割 680 円、2 割 1,359 円、3 割 : 2,038 円)
深夜の場合 1回あたり 13,585 円
(自己負担額 1 割 1,359 円、2 割 2,717 円、3 割 : 4,076 円)
- ⑥ 看取り介護加算 II
死亡日以前 31 日～45 日 1日あたり 752 円
(自己負担額 1 割 : 76 円、2 割 151 円、3 割 226 円)
死亡日以前 4～30 日 1日あたり 1,504 円
(自己負担額 1 割 : 151 円、2 割 : 301 円、3 割 : 452 円)
死亡日の前日、前々日 1日あたり 8,151 円
(自己負担額 1 割 : 816 円、2 割 : 1,631 円、3 割 : 2,446 円)
死亡日 1日あたり 16,511 円
(自己負担額 1 割 : 1,652 円、2 割 : 3,303 円、3 割 : 4,954 円)
- ⑦ 若年性認知症入所者受入加算 1日あたり 1,254 円
(自己負担額 1 割 : 126 円、2 割 : 251 円、3 割 : 377 円)
- ⑧ 療養食加算（厚生労働大臣が定める療養食を提供したとき）
1食あたり 62 円
(自己負担額 1 割 : 7 円、2 割 13 円、3 割 : 19 円)

- ⑨ 経口維持加算 I 1ヶ月あたり 4,180 円
(自己負担額 1割：418 円、2割：836 円、3割：1,254 円)
- ⑩ 退所前訪問相談援助加算 1回あたり 4,807 円
(自己負担額 1割：481 円、2割：962 円、3割：1,443 円)
- ⑪ 退所後訪問相談援助加算 1回あたり 4,807 円
(自己負担額 1割：481 円、2割：962 円、3割：1,443 円)
- ⑫ 退所時相談援助加算 1回あたり 4,180 円
(自己負担額 1割：418 円、2割：836 円、3割：1,254 円)
- ⑬ 退所前連携加算 1回あたり 5,225 円
(自己負担額 1割：523 円、2割：1,045 円、3割：1,568 円)
- ⑭ 在宅復帰支援機能加算 1回あたり 104 円
(自己負担額 1割：11 円、2割：21 円、3割：32 円)
- ⑮ 夜勤職員配置加算 I 1日あたり 135 円
(自己負担額 1割：14 円、2割：27 円、3割：41 円)
- ⑯ 口腔衛生管理加算 1ヶ月あたり 940 円
(自己負担額 1割：94 円、2割：188 円、3割：282 円)
- ⑰ 安全対策体制加算 入所日に一回に限り 209 円
(自己負担額 1割：21 円、2割 42 円、3割 63 円)
- ⑱ 個別機能訓練加算 I 1日あたり 125 円
(自己負担額 1割：13 円、2割：25 円、3割：37 円)
- ⑲ **介護職員等処遇改善加算 I** 1日あたり介護保険サービス費と各種加算合計金額の **14.0%**
相当額

※ご利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、ご利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

※介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額を変更します。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご利用者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

①食事

- ・ 当施設では、栄養士（管理栄養士）の立てる献立表により、栄養並びにご利用者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ ご利用者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

(食事時間)

朝 食	8：00～9：00
昼 食	12：00～13：00
夕 食	18：00～19：00

1日あたり 1,900円（所得により減額の制度があります。）

②特別な食事

ご利用者のご希望に基づいて特別な食事を提供します。

利用料金：要した費用の実費

③ 居住費

多床室 1日あたり 915円（所得により減額の制度があります。）

個室 1日あたり 1,231円（所得により減額の制度があります。）

④ 理髪・美容

月に2回、理容師の出張による理髪・美容サービス（調髪、顔剃、洗髪）をご利用いただけます。当ホームと契約している理美容業者が規定する料金をご負担いただきます。

⑤おやつ代（選択おやつに係る材料費及びドリンク代）

1日あたり 150円

⑥教養娯楽費（個別レクリエーション材料費、備品等維持費）

1日あたり 150円

⑦日用品費（トイレトペーパー、備品等維持費）

1日あたり 200円

⑧複写物の交付

ご利用者は、法人で定める個人情報保護規程に準じて、サービス提供についての記録を閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

利用料金：1枚につき 20円（税抜き）

⑨電化製品持ち込み費

電化製品 1品目につき、1日あたり 20円（税抜き）

⑩日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご利用者の日常生活に要する費用でご利用者に負担いただくことが適当であるものにかかる実費費用を負担いただきます。おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

※介護保険給付外の料金については、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う1か月前までにご説明します。

⑪金銭・貴重品の管理

現金、貴重品のお持ち込みは固くお断り致します。万一、お持ち込みになられた現金・貴重品の盗難、紛失、故障等のトラブルが発生した場合、当施設は一切責任を負いません。

(3) 利用料金のお支払い方法（契約書第5条第5項参照）

前記(1)、(2)の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月末日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づき計算した金額とします。

- ア. 指定口座への振り込み
- イ. 金融機関口座からの自動引き落とし

(4) 入所中の医療の提供について

①協力医療機関

医療を必要とする場合は、ご利用者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。

医療機関の名称	医療法人社団行陵会 京都大原記念病院
所在地	京都市左京区大原井出町 164 番地
診療科	内科・外科・整形外科・皮膚泌尿器科・循環器科・胃腸科・神経内科・歯科・リハビリテーション科・リウマチ科

(但し、上記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、上記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。)

②看取り介護対応時協力医療機関

医療機関の名称	大原在宅診療所
所在地	京都市左京区下鴨西林町 6 上文堂ビル

6. 施設を退所していただく場合

当施設との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。

従って、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、ご利用者に退所していただくこととなります。

- ① 要介護認定によりご利用者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合
- ② 事業者が解散または破産した場合、やむを得ない事由により施設を閉鎖した場合
- ③ 施設の滅失や毀損により、ご利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ④ 当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑤ ご利用者から退所の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑥ 事業者から退所の申し出を行った場合（詳細は以下をご参照下さい。）

(1) ご利用者からの退所の申し出（中途解約・契約解除）

契約の有効期間であっても、ご利用者から当施設からの退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する日の 7 日前までにお申し出ください。ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退所することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② ご利用者が入院された場合
- ③ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
- ④ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑤ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑥ 他の利用者がご利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの申し出により退所していただく場合（契約解除）

以下の事項に該当する場合には、当施設から退所していただくことがあります。

- ① ご利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご利用者による、サービス利用料金の支払いが6か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ ご利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ ご利用者が連続して3か月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合
- ⑤ ご利用者が介護老人保健施設に入所した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合

職員の指示に従わない場合、あるいは職員の指示を守らずに他の利用者に迷惑をかけることがあった場合には、即時退所していただきます。

(3) 円滑な退所のための援助

ご利用者が当施設を退所する場合には、ご利用者の希望により、事業者はご利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助をご契約者に対して速やかに行います。

- 適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
- 居宅介護支援事業者の紹介
- その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

7. 苦情の受付について

(1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口	苦情対応責任者	施設長	中井 セイ
	苦情受付窓口	相談員	山口 翔太

○受付時間
毎週月曜日～土曜日
午前9：00～午後5：00

また、意見箱を一階玄関、二階ステーション前に設置していますので、そちらもご利用ください。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

* 京都府国民健康保険団体連合会 介護保険課介護管理係相談担当

(075-354-9090)

* 京都府福祉サービス適正化委員会 福祉サービス苦情相談窓口

(075-252-2152)

* 左京区役所保健福祉センター健康長寿推進課 高齢介護保険担当

(075-702-1071)

* 北区役所保健福祉センター健康長寿推進課 高齢介護保険担当

(075-432-1366)

* 上京区役所保健福祉センター健康長寿推進課 高齢介護保険担当

(075-441-5106)

* 中京区役所保健福祉センター健康長寿推進課 高齢介護保険担当

(075-812-2566)

* 東山区役所保健福祉センター健康長寿推進課 高齢介護保険担当

(075-561-9187)

* 山科区役所保健福祉センター健康長寿推進課 高齢介護保険担当

(075-592-3290)

* 下京区役所保健福祉センター健康長寿推進課 高齢介護保険担当

(075-371-7228)

* 南区役所保健福祉センター健康長寿推進課 高齢介護保険担当

(075-681-3296)

* 右京区役所保健福祉センター健康長寿推進課 高齢介護保険担当

(075-861-1430)

* 右京区役所京北出張所 保健福祉第一担当

(075-852-1815)

* 西京区役所保健福祉センター健康長寿推進課 高齢介護保険担当

(075-381-7638)

* 西京区役所洛西支所 健康長寿推進課 高齢介護保険担当

(075-332-9274)

* 伏見区役所保健福祉センター健康長寿推進課 高齢介護保険担当

(075-611-2278)

* 伏見区役所深草支所 健康長寿推進課 高齢介護保険担当

(075-642-3603)

* 伏見区役所醍醐支所 健康長寿推進課 高齢介護保険担当

(075-571-6471)

(3) 第三者委員

株式会社 ユメコム 橋本 珠美	京都市中京区蛸薬師通烏丸西入橋弁 慶町 227 第 12 長谷ビル 8F-A 電話 075-254-2233 FAX 075-254-2323
--------------------	--

8. 事故発生時の対応について

ご利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかにご利用者の家族及び関係機関等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、賠償すべき事故が発生した場合は、できる限り速やかに損害賠償を行います。

但し、職員の指示に従わずに生じた事故、または転倒や徘徊などの不可避的な事故については、当施設は一切責任を負いません。

9. 緊急時の対応方法について

ご利用者に容体の変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族の方に速やかに連絡致します。

10. 提供するサービスの第三者評価の実施状況について

実施状況：平成30年11月22日

評価機関：一般社団法人 京都府介護老人保健施設協会

結果公表：京都第三者評価ホームページ <https://kyoto-hyoka.jp/>

11. 重要事項の変更について

重要事項の内容に変更があった場合は、書面にて通知を行います

緊急連絡先 (1)

氏名

住所〒

電話番号

続柄

緊急連絡先 (2)

氏名

住所〒

電話番号

続柄

緊急連絡先 (3)

氏名

住所〒

電話番号

続柄

年 月 日

指定介護老人福祉施設サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

指定介護老人福祉施設 特別養護老人ホーム大原ホーム

説明者 氏名 ⑩

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、利用料と指定介護福祉施設サービスの提供開始に同意するとともに交付を受けました。

利用者

(住所)

(氏名) ⑩

代理人

(住所)

(氏名) ⑩

(続柄)

※この重要事項説明書は、厚生省令第39号(平成11年3月31日)第4条の規定に基づき、入所申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。